

刑事訴訟法第 189 条及び第 199 条第 2 項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 6 日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

埼玉県公安委員会規則第 1 号

刑事訴訟法第 189 条及び第 199 条第 2 項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第 189 条及び第 199 条第 2 項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和 29 年埼玉県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「刑事訴訟法第 199 条第 2 項」を「刑事訴訟法第 199 条第 1 項」に改め、「司法警察員」の次に「及び同法第 201 条の 2 第 1 項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 2 月 15 日から施行する。